

## 桑名プレミアム商品券事業規約

### (目 的)

第1条 桑名商工会議所、桑名三川商工会、桑名市商店連合会で構成する「桑名プレミアム商品券実行委員会」(以下「実行委員会」という。)は、緊急経済対策事業として地元消費による地域経済活性化に役立てるため、地域限定のプレミアム付き商品券「桑名プレミアム商品券」(以下「商品券」という。)を発行する。

### (対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、桑名市域内とする。

### (発行及び販売)

第3条 商品券は、実行委員会が発行及び販売を行うものとし、事務局を桑名市桑栄町1番地1 桑名商工会議所内に置く。

### (事 業)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、額面総額 5 億 4,000 万円 (1 セット 12,000 円分、合計 45,000 部) を実行委員会が発行する。
- (2) 商品券は、1 枚 1,000 円券とし、12 枚綴り (12,000 円分) を 1 セットとして 20% のプレミアムをつけ、10,000 円で販売する。(一部多子世帯については 50% をつけ 8,000 円で販売する。)
- (3) 商品券は 1 セット 12 枚綴のうち、中小商店等使用券 4 枚、中小商店等・大型店共通使用券 8 枚とする。
- (4) 販売部数は、桑名市が指定する多子世帯分 1,800 部、省エネ事業分 500 部とし、一般消費者分は 42,700 部とする。ただし、多子世帯・省エネ分で配布残が出た場合は、一般消費分に変更する場合がある。

### (商品券の販売・使用)

第5条 商品券販売所(以下「販売所」という。)は、実行委員会が指定する場所とする。

- (1) 商品券の購入限度額は、1 人 1 回につき 10 セット額面 120,000 円までとする。
- (2) 商品券の販売期間は、平成 27 年 6 月 10 日 (水) から完売までの期間とする。ただし、完売に至らない場合の最終は平成 27 年 11 月 30 日 (月) までとする。

第6条 桑名市民等が商品券を使用できる期間は、商品券販売の日から平成 27 年 12 月 9 日 (水) までとする。

第7条 商品券は、次のような場合には使用できない。(厳守事項)

- ① 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- ② 換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)や取扱対象外の商品(特売品やタバコなど)の購入
- ③ 不動産、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入
- ④ 国や地方公共団体への支払い、公共料金、医療費の支払い
- ⑤ 商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑥ 第 1 1 条の取扱事業所の責務に反する行為
- ⑦ その他、取扱店等が特に指定するもの

(2) 実行委員会は、桑名市民及び関係事業所等に対して、本事業の周知に努めなけれ

ばならない。

### (取扱事業所)

第8条 実行委員会は、商品券を取扱う事業所（以下「取扱事業所」という。）を、実行委員会を構成する組織の会員の中から公募するものとする。

2 取扱事業所の募集期間は、平成27年5月1日(金)から平成27年5月22日(金)までを第1次とし、取扱い事業所として名簿を作成し公表する。以下順次募集するものとするが、改めて名簿への登載・更新は行わない。

3 取扱事業所は、本事業規約を承認の上、登録申込書の提出を行うこととする。

4 取扱事業所としての本事業への登録申込は無料とする。

5 取扱事業所は、次に掲げるものとする。

① 桑名市内で小売業・飲食業、サービス業等の事業を営むもの。（風俗営業等、公序良俗に反する場合、桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く。）

② 桑名市内で、住宅等の内装・改修、住宅関連機器の販売などを行うもの。

③ その他、実行委員会会長が特に許可したもの。

6 実行委員会は、取扱事業所から登録申込書の提出があった場合、対象事業者であるかどうかを確認し、登録後、ポスターなどの必要書類を交付する。

7 取扱事業所は、桑名市民等へ周知するため、店頭付近に実行委員会が交付したポスターなどを貼付しなければならない。

8 取扱事業所は、桑名市民等から商品券の提示を受けた場合には、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行わなければならない。

9 商品券の使用限度額は、1人1回につき10セット額面120,000円までとする。

10 商品券の受領に際して、つり銭は支払わないものとする。

### (換 金)

第9条 商品券の換金は、次のとおりとする。

(1) 取扱事業所は、使用済みであることを明示するため、受領した商品券の裏面の引換店欄に取扱店名を記載（手書き又はゴム印）しなければならない。

(2) 取扱事業所は、前項の処理を行った商品券を持参し、商品券換金依頼書に必要事項を記入し、(株)百五銀行、(株)大垣共立銀行及び桑名信用金庫（以下「指定金融機関」という。）の本支店のうち、あらかじめ届け出た金融機関店に提出しなければならない。

(3) 前項の届出金融機関への支払請求は、原則として毎月15日までに請求した分は月末までに入金、月末までに請求の分は翌月15日までに入金するものとする。但し、これらの日が祝日の場合は前営業日とする。

(4) 指定金融機関に預金口座がない取扱事業所は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

(5) 換金請求期限は、平成27年12月15日(火)までとする。

(6) 取扱事業所が負担する換金手数料は無料とする。

### **(指定金融機関)**

第10条 実行委員会は各指定金融機関において、中心となる店舗（以下「幹事店」という。）を指定し、予め換金の原資となる資金を預け入れるものとする。なお、換金の原資が不足した場合は、実行委員会は速やかに幹事店に必要な原資を預け入れるものとする。

2 実行委員会は、商品券の換金に当たっては、約定した手数料を指定金融機関に支払うものとする。

3 換金事務取扱手数料は、本事業終了後に実行委員会が一括して支払う。

### **(取扱事業所の責務)**

第11条 取扱事業所は、第7条の商品券を使用できない場合を厳守するほか、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を実行委員会に対して負うものとする。また、不正行為が発覚した場合は、法的措置並びに公表を行う場合がある。

#### **(厳守事項)**

- (1) 商品券を単に現金化したり、自らの商品仕入等のために使用しないこと。
- (2) 取扱事業所の経営者は、自ら商品券を購入しないこと。
- (3) 商品券を再販又は再利用しないこと。
- (4) 商品券の保管並びに管理には、細心の注意をもってあたること。
- (5) 受領した商品券は、第9条の規定に基づき指定金融機関で換金すること。
- (6) その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

### **(事 故)**

第12条 商品券の保管中（取扱事業所及び指定金融機関での保管中を含む）に盗難、紛失、その他の事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負うものとする。

2 商品券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、実行委員会はその責を負わないものとする。

### **(偽造券等)**

第13条 取扱事業所は、通常の方法をもってすれば偽造されたことがわかる商品券を持ち込まれた場合、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに実行委員会に報告するものとする。なお、こうした商品券を受領した場合においては、取扱事業所の責とする。

### **(換金済み商品券の保管)**

第14条 換金済みの商品券は、所定の処理をした上で保管期間終了の日まで指定金融機関で保管するものとする。

### **(経 費)**

第15条 本事業を運営する経費は、桑名市からの補助金、その他の収入をもって充てる。

### **(会 計)**

第16条 本事業の会計は、所定の書式により実行委員会において行う。

### **(そ の 他)**

第17条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において協議し決定する。

### **附 則**

この規約は、平成27年4月1日から施行する。